

「令和２年版広報誌の制作及び梱包・発送等業務」
に係る一般競争入札(総合評価落札方式)

入札説明資料

令和元年８月１９日

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

I	入札説明書	1
II	入札心得	10
III	仕様書	14
IV	技術提案申請書作成要領	37
V	評価要領	39
VI	契約書（案）	41

様式1 競争参加資格確認申請書（様式1）

2 事業企画に関する説明会参加届（様式2）

3 入札書（様式3）

4 技術提案申請書（様式4）

5 経費の詳細（様式5）

6 スケジュール（様式6）

7 事業の実施体制（様式7）

8 類似する事業についての実績（様式8）

9 委任状（様式9）

10 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査（様式10）

I 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（令和元年8月19日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名：令和2年版広報誌の制作及び梱包・発送等業務
- (2) 仕様等：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (3) 納入期限：令和2年1月20日（月）【第1号】
令和2年4月20日（月）【第2号】
令和2年7月20日（月）【第3号】
令和2年10月20日（火）【第4号】
- (4) 納入場所：東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル
独立行政法人農林漁業信用基金（5階事務室）

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する（当基金のホームページの契約関連情報を参照）。
- (2) 平成31・32・33年度全省庁統一資格の「物品の製造」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）とする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 入札説明書に示す、すべての事項を満たすことができる者であること。

3 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書、入札心得等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

- (2) 入札者は、入札説明書に基づいて技術提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、信用基金から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした技術提案書提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがある。

4 入札説明資料等の交付期間

令和元年8月19日（月）～ 令和元年9月9日（月）16時00分まで
土日祝日を除く平日10時から16時まで（12時から13時を除く）交付場所において交付する。なお、当信用基金ホームページの契約関連情報（<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）にて入札公告、入札説明資料等入札に関わる各種書類を公表している。

5 競争参加資格審査手続

(1) 申請書類等の提出方法等

- ① 本件入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類（以下、「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

- ② 申請書類

※ 様式については、当基金のホームページの契約関連情報（<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）からダウンロードできる。

（ア）競争参加資格確認申請書（様式1）

（イ）全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

（ウ）委任状（代理人を選出する場合 様式9）

（エ）第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。）

- ③ 提出部数

1部

- ④ 提出方法

持参により提出すること。郵便及び電送（FAX、電子メール等）による提出は認めない。

⑤ 提出期限

令和元年 9 月 9 日（月） 16 時 00 分

⑥ 受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日 10 時から 16 時（12 時から 13 時を除く。）とする。

⑦ 提出先

下記 18 の担当部署

⑧ 提出された申請書類の取扱について

（ア）作成費用は、参加希望者の負担とする。

（イ）申請書類は、返却しない。

（2）競争参加資格審査結果の通知

① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、令和元年 9 月 10 日（火）までに発送する。

6 入札に係る説明会の開催

（1）本件業務に関する説明会を次のとおり開催する。

開催日時：令和元年 9 月 4 日（水） 14 時 00 分

開催場所：独立行政法人農林漁業信用基金 コープビル 5 階

（2）説明会に出席を希望する者は、説明会参加届（様式 2）を令和元年 9 月 2 日（月） 16 時 00 分までに下記の受付場所に提出すること。郵送及び FAX も可とするが、提出期限までに必着のこと。

受付場所 〒101-8506

東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 5 階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課

TEL：03-3294-4470

FAX：03-3294-3140

（3）説明会の出席は、任意とする。

7 入札説明書等に対する質問

(1) 質問の方法

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

(2) 電子メールアドレス

Eメール：kouhou@jaffic.go.jp

(3) 質問の受付期限

令和元年9月13日（金） 15時00分

(4) 質問に対する回答は原則として当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」

ページで閲覧に供する。ただし、軽佻な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

(5) 書類の内容等の変更（例：契約書の修正）があった場合、当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで公表する。

8 入札及び開札の日時・場所

(1) 日時

令和元年9月17日（火） 14時00分

(2) 場所

独立行政法人農林漁業信用基金 コープビル5階

(3) 提出書類

※ 様式については、当基金のホームページの契約関連情報（<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）からダウンロードできる。

A. 入札書（様式3）（1部）

経費の詳細（様式5）（1部）を添付すること。

B. 競争参加資格認定通知書（1部）

C. 委任状（代理人を選出する場合）（様式9）（1部）

D. 技術提案申請書（様式4）（9部）

ア. スケジュール（様式6）（9部）

イ. 事業の実施体制（様式7）（9部）

ウ. 類似する事業についての実績（様式8）（9部）

エ. デザイン案（2部）

仕様書に示された紙質（印刷に使用するものと同じ用紙）・サイズにより「第1号～第4号」の表紙（表1）のデザインプラン（カラー印刷）を提出すること。なお、各号に、以下のテーマに沿った写真データを1点用意及び使用し、表紙全体をデザインすること。

【様式任意】

(写真テーマ)

第1号：冬の農業風景

第2号：春の山林風景

第3号：夏の漁業風景

第4号：秋の農業風景

E. その他 (各2部)

ア. 会社の概要

業務内容を示したパンフレット又はリーフレット、営業経歴書及び直近3ヶ年の決算（営業）報告書（貸借対照表、損益計算書を含む）。

【様式任意】

イ. 過去に類似の事業があれば、これに関する資料・見本。【様式任意】

ウ. ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標（女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業））について該当する場合には、確認できる資料【認定書の写し等】

(4) 提出方法

持参により提出すること。郵送及び電送（FAX、電子メール等）によるものは認めない。

(5) 提出された書類の取扱い等

- ① 作成費用は入札者の負担とする。
- ② 提案書等は評価結果に関わらず返却しない。
- ③ 提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しない。
- ④ 一旦提出された提案書は、差し替え、変更又は取り消しはできない。

(6) デザイン案作成方法

デザイン案については「Ⅲ 仕様書」に従って作成すること。

9 入札書の作成方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書を「経費の詳細（様式5）」と併せ封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先を記載するとともに「令和2年版

- 広報誌の制作及び梱包・発送等業務に係る入札書在中」と記載すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
 - (4) 入札手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
 - (5) 入札保証金及び契約保証金
全額免除する。

10 入札の無効

入札心得第10条の規定に該当する入札は無効とする。

11 落札者の決定方法

- (1) 当信用基金が入札説明書で指定する要件のうち、必須とした項目の最低限の要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の範囲内の者について別途、選定委員会（非公開）において、技術提案申請書及びその他書類の審査を行う。
- (2) 当該入札者技術提案申請書、デザイン案の技術等の各評価項目の合計得点に入札価格の得点を加えた総合評価得点が最も高い者を落札者とする。
最高の総合評価得点の入札者が2人以上いる場合は、くじを引かせて落札者を決定する（使用するくじの種類は特に決まっていない）。
この場合、落札者の入札書に、くじにより決定した旨を記入し、同者に記名押印させることとする。

12 落札結果の通知

落札の結果は、選定委員会実施後に参加者に通知する。

なお、契約予定者以外（技術審査対象者のみ）の者には、同者が獲得した総得点と契約予定者が獲得した総得点を通知するものとする。

13 落札結果の公表

信用基金のホームページに実施結果として次の事項を公表する。

- ① 件名
- ② 入札公告日
- ③ 入札日
- ④ 入札参加者数
- ⑤ 落札者の商号又は名称（法人番号を併記）・住所
- ⑥ 落札金額

14 再公告

- (1) 5 (1) ⑤競争参加資格確認申請書の提出期限において、申請者が1者以下の場合は再公告を行う。なお、競争参加資格確認申請者が1者あるときは、信用基金はその者に再公告を行う旨連絡する。

(2) 再公告後のスケジュール

入札説明資料等の交付期限	: 令和元年9月24日 (火)
	16時00分
競争参加資格確認申請書の提出期限	: 令和元年9月24日 (火)
	16時00分
入札に関する質問の受付期限	: 令和元年9月27日 (金)
	15時00分
入札及び開札の日時	: 令和元年9月30日 (月)
	14時00分

15 再々公告

- (1) 14 再公告を行ってもなお、申請者が1者以下であった場合には再々公告を行う。なお、競争参加資格確認申請者が1者あるときは、信用基金はその者に再々公告を行う旨連絡する。

(2) 再々公告後のスケジュール

入札説明資料等の交付期限	: 令和元年10月7日 (月)
	16時00分
競争参加資格確認申請書の提出期限	: 令和元年10月7日 (月)
	16時00分
入札に関する質問の受付期限	: 令和元年10月11日 (金)
	15時00分
入札及び開札の日時	: 令和元年10月15日 (火)
	14時00分

16 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書の作成
ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、
本契約は確定しないものとする。

(4) 契約条項は、「Ⅵ契約書（案）」による。

17 その他

(1) 入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。

(2) 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査（様式10）

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めております。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者様で、入札に参加されなかった事業者様又は企画提案書をご提出いただかなかった請負事業者様より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えております。

つきましては、ご多忙とは存じますが、上記趣旨をお酌み取りいただきまして、本アンケート調査へのご協力をお願いいたします。なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ございません。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。様式については、当基金のホームページの契約関連情報（<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）からダウンロードできます。

18 担当部署

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課

担当：福良、鵜飼

TEL：03-3294-4470

FAX：03-3294-3140

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基

金のホームページで公表することとするため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解、ご協力願いたい。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすこと、了知されたい。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力がなされない相手方については、その名称等を公表することがあり得る。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

Ⅱ 入札心得

(趣 旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）を持参して行うこととし、郵送及び電送（FAX、電子メール等）によるものは認めない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

(代理人による入札及び開札の立会い)

第7条 代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任状を持参しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(7) 競争参加資格確認申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

(8) 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行なった者

3 入札者は各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 委任状を提出していない代理人による入札

(3) 記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札の目的に示された要件と異なった入札

(6) 条件が付された入札

(7) 入札書を2通以上投入した者の入札

(8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第11条 開札には、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。
ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約にあっては、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 請負契約のうち、測量業務、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(3) 請負契約のうち、地質調査業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(4) その他の請負契約にあっては、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 一般競争入札にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
また、総合評価落札方式による場合にあっては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た総合評価得点が最も高かった者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。

- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は総合評価得点の最も高い者）を落札者とすることがある。

（再度入札）

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

（同価又は同総合評価得点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価得点の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第16条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。

- 2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

Ⅲ 仕様書

1. 【品 名】 令和２年版広報誌の制作及び梱包・発送等業務
 2. 【契約期間】 令和元年９月から令和２年１０月までの期間（第１号（令和２年１月発行分）～第４号（令和２年１０月発行分））とする。
 3. 【規格・部数等】
 - (1) 発行時期・部数
年４回発行（１月、４月、７月、１０月）とし、１回当たりの発行部数を２,０００部とする。なお、発行日付は、原則該当月２０日とする。
 - (2) ページ数
１回につき４０ページ（うち表紙４ページ、本文３６ページ）を基準として、年間１６０ページ以内とする。
 - (3) 用紙
 - ① Ａ４版、表紙 コート１３５kg
本文 マットコート７０kg
 - ② 原則、グリーン購入法適用用紙とするが、当該用紙の調達が困難な場合には、信用基金の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。
 - (4) 形式
 - ① 表紙 カラー
本文 カラー両面印刷（１ページにつき、写真・図表等を概ね３点使用する。なお、使用数についてはページにより増減する。）
 - ② 表表紙（表１）には、広報誌タイトルロゴ、発行年月、号数、法人名称を入れる。また、各号ごとに、信用基金から提示するテーマに沿った写真データ（広報誌への使用が許可されたもの）１点を用意し、効果的に配置すること。なお、各要素の位置やサイズ等は各号間で統一することとする。
 - ③ 裏表紙（表４）には、広報誌タイトルロゴ、発行年月、号数、法人名称、発行責任部署、編集・製本・印刷者名称等を入れる。また、グリーン購入法適用用紙を使用した場合には、環境適合マークを表示する。なお、各要素の位置やサイズ等は各号間で統一することとする。
 - ④ 製本は無線綴じで行うこととする。
- ※ 表表紙（表１）に使用する写真データは、原則受注者が用意することとするが、必要に応じ、信用基金から提供する当該データの使用を依頼することがある。一方、本文に使用する当該データについては、原則信用基金から提供するが、必要に応じ、受注者に当該データの用意及び使用を求めることがある。

4. 【業務内容】

(1) 広報誌タイトルロゴ作成を含む表紙デザイン・レイアウト

(2) 本文デザイン・レイアウト、校正、印刷、製本

① 信用基金からの原稿提出は、概ね発行月の2ヶ月前までに電子メール、もしくは直接手渡し等により行う。

なお、原稿が電子データ（Word、Excel、JPEG等）でない場合や原稿校正の作業過程において、信用基金の指示により、受注者にデータの直接入力を依頼することがある。

② レイアウトについては、原則1行20文字36行の2段組とするが、いずれも全体構成の中で文字、写真・図表等を効果的に配置し、読みやすいものとなるよう編集すること。詳細については、信用基金と協議の上、決定する。

③ 受注者は、信用基金からの原稿提出後、概ね7日以内に初校を納入するものとする。

④ 校正作業は、信用基金の指示に従い行う。

なお、校正回数は3回とするが、必要に応じて増やすことがある。

⑤ 受注者は、校了した段階で、本紙校正にて信用基金の検査を受けた後、製本作業に入ることとする。

⑥ 受注者は、製本後、当該広報誌のPDFデータについて信用基金のチェックを経た上、ウイルス対策を行い、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を付して信用基金に提出する。なお、提出期限は発行日の3営業日前までとする。信用基金は、当該データを原則発行日に当基金ホームページに掲載する。

(3) 梱包・発送

受注者は、当該広報誌を信用基金事務所に300部納品し、残る1,700部について、信用基金が指示した発送先（別紙参照）に対し梱包・発送する。なお、梱包用封筒等は受注者が調達することとし、形式については信用基金と協議の上、決定する。

5. 【その他】

(1) 受注者は、信用基金の求めに応じて、業務の進行状況等の報告を行うこと。

(2) 受注者は、本業務を優先して行える担当者を置くこと。

(3) 本仕様書に記載のない事項の決定に当たっては、信用基金と受注者間で協議の上、決定することとする。

(4) 納品物に係る著作権はすべて信用基金に帰属することとする。

以上

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
発送先名は受注者にのみ提示する。	010-0001	秋田市中通3-4-50	1
	010-0001	秋田市中通3-1-41	1
	010-0003	秋田市東通2-7-35	1
	010-0011	秋田市南通亀の町4-5	1
	010-0445	秋田県南秋田郡大潟村西2-1-5	1
	010-0921	秋田市大町3丁目3番18号	1
	010-0931	秋田市川元山下町8番28号	1
	010-0951	秋田市山王4丁目1-2	1
	010-0951	秋田県秋田市山王3-8-15	2
	010-0951	秋田市山王7-1-4	1
	010-0976	秋田県秋田市八橋南2-10-16	5
	010-0976	秋田県秋田市八橋南2-10-16	2
	010-8550	秋田県秋田市中通5丁目9番16号	2
	010-8570	秋田県秋田市山王4-1-1	6
	010-8655	秋田市山王3-2-1	1
	011-0945	秋田県秋田市土崎港西1-5-11	2
	012-0183	秋田県湯沢市皆瀬字市野58	1
	015-8601	由利本荘市本荘24番地	1
	020-0022	岩手県盛岡市大通1-2-1	5
	020-0022	岩手県盛岡市大通1-2-1	2
	020-0023	岩手県盛岡市内丸16- 1	2
	020-0023	岩手県盛岡市内丸16- 1	1
	020-0023	岩手県盛岡市内丸16- 1	1
	020-0023	岩手県盛岡市内丸16- 1	2
	020-0023	岩手県盛岡市内丸16- 1	1
	020-0023	盛岡市内丸7-25	1
	020-0024	盛岡市菜園一丁目4-10	1
	020-0024	盛岡市菜園1-3-6	1
	020-0857	盛岡市北飯岡一丁目10番50号	1
	020-0871	盛岡市中ノ橋通1丁目4番6号	1
	020-8570	岩手県盛岡市内丸10- 1	6
	020-8606	盛岡市内丸3-1	1
	020-8666	盛岡市中央通1-6-7	1
	020-8688	盛岡市中央通1-2-3	1
	021-0024	一関市幸町5番5号	1
	023-0806	奥州市水沢区日高西71-1	1
	025-0078	花巻市吹張町11番10号	1
	028-0523	盛岡市中央通3丁目15-17	1
	030-0151	青森市大字高田字川瀬104-1	1
	030-0802	青森市本町2-6-19	1
	030-0802	青森市本町5-5-21	1
	030-0803	青森県青森市安方1-1-32	2
	030-0803	青森県青森市安方1-1-32	1
	030-0803	青森県青森市安方1-1-32	1
	030-0803	青森県青森市安方1-1-32	2
	030-0803	青森県青森市安方1-1-32	1
	030-0813	青森市松原一丁目16番25号	1
	030-0843	青森市大字浜田字玉川207-1	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	030-0847	青森県青森市東大野2-1-15	5
	030-8570	青森県青森市長島1-1-1	6
	030-8577	青森市新町2-4-25	1
	030-8622	青森市勝田1-3-1	1
	030-8668	青森市橋本1-5-18	1
	031-0086	八戸市大字八日町18番地	1
	036-8182	弘前市大字土手町81番地	1
	040-0032	函館市新川町25-18	1
	043-0043	檜山郡江差町字本町132番地	1
	047-0007	小樽市港町5-2	1
	049-2326	茅部郡森町字御幸町115番地	1
	050-0083	室蘭市東町2-24-13	1
	052-0022	伊達市梅本町39番地30	1
	053-8654	苫小牧市表町3丁目1番6号	1
	057-0013	浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2	1
	060-0002	札幌市中央区北2条西19丁目1番地9	1
	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西7丁目5番地1-2	1
	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西7-1	2
	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西7-1	1
	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西7-1	2
	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西7-1	1
	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西1-1	5
	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西1-1	2
	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西1-1	1
	060-0004	札幌市中央区北四条西5-1	1
	060-0061	札幌市中央区南1条西10丁目3番	1
	060-0062	札幌市中央区南2条西3丁目15番地1	1
	060-8513	札幌市中央区南2条西2-12	1
	060-8579	札幌市北区北8条西2丁目	2
	060-8588	北海道札幌市中央区北三条西6丁目	2
	060-8588	北海道札幌市中央区北三条西6丁目	4
	060-8588	北海道札幌市中央区北三条西6丁目	1
	060-8661	札幌市中央区大通西3丁目7	1
	060-8676	札幌市中央区大通西4-1	1
	064-8537	北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番	2
	068-8660	岩見沢市3条西6丁目2番地1	1
	070-0034	旭川市4条通8丁目	1
	072-0025	美瑛市西2条南2-1-1	1
	073-8688	滝川市栄町3丁目4号	1
	074-8686	深川市4条8番16号	1
	077-0028	留萌市花園町2丁目1番8号	1
	078-8503	旭川市宮前1条3-3-15	1
	079-8451	旭川市永山町10-8-3	1
	080-0010	帯広市大通南9-20	1
	080-0015	帯広市西5条南8丁目	1
	080-0810	帯広市東十条南8-1-21	1
	080-8701	帯広市西3条南7丁目2番地	1
	085-0015	釧路市北大通8丁目2番地	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	085-0015	釧路市北大通9-2	1
	085-8649	釧路市幸町10-3	1
	087-8650	根室市梅ヶ枝町3丁目15番地	1
	089-2605	北海道広尾郡広尾町会所前2-79	1
	090-0018	北見市青葉町6-8	1
	090-8711	北見市大通東1丁目2番地1	1
	093-0005	網走市南5条東1丁目4番地	1
	096-0012	名寄市西2条南5丁目5番地	1
	097-0022	稚内市中央3丁目9番6号	1
	099-0495	紋別郡遠軽町大通南1丁目1番地の15	1
	100-0004	東京都千代田区大手町2-6-1	1
	100-0004	東京都千代田区大手町2-6-1	3
	100-0004	東京都千代田区大手町1-9-4	60
	100-0004	東京都千代田区大手町1-9-4	1
	100-0005	東京都千代田区丸の内1-1-2	1
	100-0005	東京都千代田区丸ノ内3-4-2	1
	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-1	1
	100-0005	東京都千代田区丸の内1-1-3	1
	100-0006	東京都千代田区有楽町1-13-2	1
	100-0011	東京都千代田区内幸町1-2-2	1
	100-0011	東京都千代田区内幸町2-2-2	1
	100-0013	東京都千代田区霞が関3-1-1	2
	100-0013	東京都千代田区霞が関3-1-1	1
	100-0014	東京都千代田区永田町2-4-3	1
	100-6828	東京都千代田区大手町1-3-1	1
	100-6832	東京都千代田区大手町1-3-1	1
	100-6837	東京都千代田区大手町1-3-1	1
	100-8176	東京都千代田区大手町1-5-5	1
	100-8233	東京都千代田区丸の内1-4-1	1
	100-8388	東京都千代田区丸の内2-7-1	1
	100-8420	東京都千代田区有楽町1-13-2	41
	100-8420	東京都千代田区有楽町1-13-2	1
	100-8503	東京都千代田区内神田1-1-12	2
	100-8907	東京都千代田区霞が関1-2-1	8
	100-8924	東京都千代田区永田町1-10-1	2
	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	5
	100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	2
	100-8952	東京都千代田区霞が関1-2-1	5
	100-8952	東京都千代田区霞が関1-2-1	14
	100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	1
	101-0021	東京都千代田区外神田2-16-2	1
	101-0047	東京都千代田区内神田1-1-12	1
	101-0047	東京都千代田区内神田2-15-9	1
	101-0047	東京都千代田区内神田1-1-12	1
	101-0047	東京都千代田区内神田2-15-9	1
	101-0047	東京都千代田区内神田1-1-12	1
	101-0048	東京都千代田区神田司町2丁目1	2
	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-13-7	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	101-8503	東京都千代田区内神田1-1-12	2
	101-8506	東京都千代田区内神田1-1-12	1
	101-8506	東京都千代田区内神田1-1-12	3
	101-8509	東京都千代田区内神田3-1-2	3
	102-0083	東京都千代田区麹町2-1	1
	102-0084	東京都千代田区二番町9-8	1
	102-0084	東京都千代田区二番町9-8	2
	102-0093	東京都千代田区平河町1-1-1	1
	102-8356	東京都千代田区三番町5番地	1
	102-8356	東京都千代田区三番町5番地	3
	102-8411	東京都千代田区一番町19番地	1
	102-8411	東京都千代田区一番町19番地	1
	102-8630	東京都千代田区平河町2-7-9	1
	103-0025	東京都中央区日本橋茅場町3丁目12-2	1
	103-0028	東京都中央区八重洲1-3-7	1
	103-0028	東京都中央区八重洲1-3-7	1
	103-0028	東京都中央区八重洲1-3-7	3
	103-0028	東京都中央区八重洲1-3-7	1
	103-8238	東京都中央区日本橋3-11-2	1
	103-8670	東京都中央区八重洲1-2-1	1
	104-0028	東京都中央区八重洲2-10-17	1
	104-0028	東京都中央区八重洲2-10-17	1
	104-0031	東京都中央区京橋1-9-1	3
	104-8426	東京都中央区築地3-5-10	1
	105-0001	東京都港区虎ノ門3-2-2	1
	105-0003	東京都港区西新橋1丁目21番8号	1
	105-0003	東京都港区西新橋3丁目6番10号	1
	105-8010	東京都港区西新橋1-6-21	1
	106-8525	東京都港区南青山3-10-43	1
	106-8635	東京都港区麻布台2-2-1	3
	107-0052	東京都港区赤坂1-9-13	1
	107-0052	東京都港区赤坂1-9-13	1
	107-8480	東京都港区赤坂2-3-5	1
	108-0075	東京都港区港南4-7-8	2
	108-0075	東京都港区港南4-7-8	2
	108-0075	東京都港区港南4-7-8	1
	108-8477	東京都港区港南4-5-7	1
	110-0015	東京都台東区東上野3-21-6	2
	112-0004	東京都文京区後楽1-7-12	1
	112-0004	東京都文京区後楽1-7-12	1
	113-8553	東京都文京区湯島4-6-15	1
	120-0034	東京都足立区千住2-50-1	1
	135-0023	東京都江東区平野3-2-6	1
	135-0034	東京都江東区永代2-31-1	2
	135-0034	東京都江東区永代2-31-1	1
	136-0082	東京都江東区新木場1-18-8	1
	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11	1
	151-0053	東京都渋谷区代々木2-10-12	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	151-0062	東京都渋谷区元代々木町50番13号	1
	160-0022	東京都新宿区新宿4-1-6	1
	160-8431	東京都新宿区新宿5-9-2	1
	162-8551	東京都新宿区津久戸町1番2号	1
	163-8001	東京都新宿区西新宿2-8-1	2
	164-8688	東京都中野区中野2丁目29番10号	1
	169-0075	東京都新宿区 高田馬場4丁目4番11号	1
	183-8509	東京都府中市幸町3-5-8	1
	184-0004	東京都小金井市本町6-9-35	1
	190-0023	東京都立川市柴崎町3-5-24	5
	190-0023	東京都立川市柴崎町3-5-25	1
	190-8575	東京都立川市緑町4-2	1
	190-8681	東京都立川市曙町2丁目8番28号	1
	198-8722	東京都青梅市勝沼3丁目65番地	1
	211-0004	神奈川県川崎市中原区新丸子東3-1100-12	1
	212-0013	神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2	1
	220-6115	神奈川県横浜市中区みなとみらい2-3-3	1
	220-8611	横浜市中区みなとみらい3-1-1	1
	231-0023	横浜市中区山下町2番地	1
	231-0033	横浜市中区長者町9-166	1
	231-0033	横浜市中区長者町9-149	1
	231-8412	横浜市中区北仲通5-57	1
	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1	1
	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1	2
	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1	2
	231-8806	神奈川県横浜市中区海岸通1-2-2	2
	236-0051	神奈川県横浜市中区金沢区富岡東2-1-22	2
	236-0051	神奈川県横浜市中区金沢区富岡東2-1-22	2
	238-0008	横須賀市大滝町1丁目28番地	1
	238-8535	横須賀市新港町1-8	1
	243-0013	神奈川県厚木市泉町3-13	5
	243-0303	愛甲郡愛川町中津290	1
	250-0004	小田原市浜町1丁目4番28号	1
	254-0043	平塚市紅谷町11番19号	1
	259-1141	伊勢原市上粕屋43-2	1
	260-0013	千葉市中央区中央4丁目10番12号	1
	260-0013	千葉市中央区中央2丁目4番1号	1
	260-0015	千葉市中央区富士見1-11-11	1
	260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-3-8	2
	260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-3-8	1
	260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-3-8	2
	260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-3-8	1
	260-0031	千葉県千葉市中央区新千葉3-2-6	5
	260-0031	千葉県千葉市中央区新千葉3-2-6	1
	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7	1
	260-8607	千葉市中央区椿森5-6-1	1
	260-8667	千葉県千葉市中央区市場町1-1	2
	260-8720	千葉市中央区千葉港1-2	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	261-0001	千葉県美浜区幸町2-1-2	1
	277-0882	千葉県柏市柏の葉6-3-7	1
	279-0021	千葉県浦安市富岡1-15-8	1
	283-0823	東金市山田800	1
	285-0854	千葉県佐倉市上座400番地54	1
	288-8686	銚子市双葉町5番地5	1
	292-0834	木更津市潮見3-3	1
	294-8691	館山市北条1634番地	1
	305-0031	つくば市吾妻1-12-1	1
	305-0032	つくば市竹園1-7	1
	305-8517	茨城県つくば市観音台3-1-1	1
	307-8601	結城市大字結城557番地	1
	310-0011	茨城県水戸市三の丸1-1-33	2
	310-0011	茨城県水戸市三の丸1-1-33	2
	310-0011	茨城県水戸市三の丸1-1-33	1
	310-0021	水戸市南町2-5-5	1
	310-0021	水戸市南町2-5-5	1
	310-0022	茨城県水戸市梅香1-1-4	5
	310-0022	茨城県水戸市梅香1-1-4	2
	310-0803	水戸市城南2丁目2番21号	1
	310-0852	茨城県水戸市笠原町978-26	1
	310-0914	水戸市小吹町942	1
	310-8555	茨城県水戸市笠原町978-6	6
	310-8566	水戸市北見町1-4	1
	310-8622	水戸市大町2-3-12	1
	319-2205	常陸大宮市宮の郷2153-38	1
	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13	1
	320-8501	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	2
	320-8501	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	2
	320-8532	宇都宮市桜3-1-10	1
	320-8610	宇都宮市桜4-1-25	1
	320-8680	宇都宮市西2-1-18	1
	321-0621	那須烏山市中央2丁目4番17号	1
	321-0903	宇都宮市下平出町前表319-1	1
	321-0905	栃木県宇都宮市平出工業団地9番地25	5
	321-2118	宇都宮市新里町丁277-1	1
	322-0066	鹿沼市上田町2331番地	1
	324-0056	大田原市中央1丁目10番5号	1
	328-0015	栃木市万町9番28号	1
	330-0061	さいたま市浦和区常磐7-4-1	1
	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-9	5
	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-9	1
	330-0063	さいたま市浦和区高砂1-14-13	1
	330-0835	さいたま市大宮区北袋町1-340	1
	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-10-8	1
	330-9001	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-9	1
	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	4
	330-9716	さいたま市中央区新都心1番地1	2

令和2年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	5
	357-8558	飯能市栄町24番9号	1
	360-8611	熊谷市久下4丁目141番地	1
	370-0069	高崎市飯塚町1200番地	1
	370-0851	高崎市上中居町58	1
	370-2343	富岡市七日市871-1	1
	371-0026	前橋市大手町2-3-1	1
	371-0801	前橋市文京町1-31-16	1
	371-0847	前橋市大友町1-3-12	1
	371-0854	前橋市大渡町1-10-7	1
	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	2
	371-8560	前橋市本町2-12-6	1
	371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1	2
	371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1	2
	371-8611	前橋市元総社町194	1
	372-0043	伊勢崎市緑町5-5	1
	376-0023	桐生市錦町2丁目15番21号	1
	377-0007	渋川市石原203番地の3	1
	377-0424	群馬県吾妻郡中之条町中之条1432-1	1
	378-0053	沼田市東原新町1540番地	1
	379-2131	前橋市西善町524-1	1
	379-2147	群馬県前橋市亀里町1310	5
	380-0826	長野県長野市大字南長野北石堂町1177-3	9
	380-0826	長野県長野市大字南長野北石堂町1177-3	2
	380-0826	長野県長野市大字南長野北石堂町1177-3	1
	380-0846	長野市旭町1108	1
	380-0935	長野市大字中御所字岡田79-5	1
	380-0935	長野市大字中御所字岡田30-16	1
	380-8567	長野市岡田町30-16	1
	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	2
	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	2
	380-8575	長野県長野市大字栗田715-5	2
	380-8614	長野市南長野北石堂町1177-3	1
	380-8668	長野市新田町1103-1	1
	380-8682	長野市大字中御所字岡田178-8	1
	380-8686	長野市大字鶴賀133番地1	1
	386-0014	上田市材木町1丁目17番12号	1
	390-0873	松本市丸の内1番1号	1
	390-8708	松本市渚2-9-38	1
	394-8611	岡谷市郷田2丁目1番8号	1
	395-8611	飯田市本町1丁目2番地	1
	396-8611	伊那市荒井3438番地1	1
	397-0001	木曽郡木曽町福島3807番地の1	1
	398-0004	長野県大町市常盤7718	1
	400-0031	甲府市丸の内2丁目33番1号	1
	400-0031	甲府市丸の内1-1-18	1
	400-0032	甲府市中央1丁目12番36号	1
	400-0034	甲府市宝1-21-20	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	400-0034	甲府市宝1-21-20	1
	400-0858	甲府市相生1-2-34	1
	400-8501	山梨県甲府市丸の内1-6-1	2
	400-8501	山梨県甲府市丸の内1-6-1	2
	400-8530	山梨県甲府市飯田1-1-20	5
	400-8530	山梨県甲府市飯田1-1-20	2
	400-8601	甲府市丸の内1-20-8	1
	403-0004	富士吉田市下吉田1729	1
	409-3811	中央市極楽寺1214番地	1
	410-0831	沼津市市場町9-1	1
	410-8610	沼津市大手町5丁目6番16号	1
	410-8689	沼津市通横町23	1
	410-8710	沼津市大手町4-76	1
	411-0943	駿東郡長泉町下土狩96番地3	1
	417-0047	富士市青島町212番地	1
	418-0064	富士宮市元城町31番15号	1
	420-0033	静岡市葵区昭和町2番地の1	1
	420-0838	静岡市葵区相生町1番1号	1
	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-15-13	1
	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-18	2
	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9-6	2
	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9-6	2
	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9-6	1
	420-8636	静岡市葵区追手町9-50	1
	420-8644	静岡県静岡市葵区追手町9-18	1
	420-8666	静岡県静岡市葵区追手町9-18	2
	422-8619	静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1	1
	422-8621	静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1	2
	422-8691	静岡県静岡市駿河区南町14-25	5
	424-0883	静岡市清水区草薙北2-1	1
	424-8715	静岡市清水区富士見町2-1	1
	425-8501	焼津市五ヶ堀之内987番地	1
	427-0022	島田市本通3丁目2番の1	1
	430-0946	浜松市中区元城町114番地の8	1
	430-8689	浜松市中区中沢町81番18号	1
	436-8651	掛川市亀の甲2丁目203番地	1
	440-0873	豊橋市小畷町579番地	1
	442-8520	豊川市末広通3丁目34番地1	1
	443-0056	蒲郡市神明町4番25号	1
	444-8602	岡崎市菅生町字元菅41番地	1
	446-8686	安城市御幸本町15番1号	1
	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1	1
	460-0002	名古屋市中区丸の内2-1-11	1
	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-4-31	2
	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-4-31	2
	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-4-31	1
	460-0003	愛知県名古屋市中区錦3-3-8	2
	460-0003	名古屋市中区錦3-19-17	1

令和2年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	460-0011	愛知県名古屋市中区大須4-11-39	1
	460-0013	愛知県名古屋市中区上前津2丁目10-24	1
	460-0015	名古屋市中区大井町6-26	1
	460-0017	名古屋市中区松原2-18-10	1
	460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	2
	460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	2
	460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	2
	460-8516	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	5
	460-8521	名古屋市中区三の丸三丁目3番1号	2
	460-8678	名古屋市中区栄3-14-12	1
	460-8681	名古屋市中区栄3-33-13	1
	465-8502	愛知県名古屋市名東区社口2丁目301番地	5
	467-0028	愛知県名古屋市瑞穂区初日町2-11-2	1
	471-8601	豊田市元城町1丁目48番地	1
	489-8650	瀬戸市東横山町119番地の1	1
	491-8611	一宮市若竹3丁目2番2号	1
	500-8356	岐阜市六条江東2 - 5 - 6	1
	500-8367	岐阜県岐阜市宇佐南4-13-1	5
	500-8367	岐阜県岐阜市宇佐南4-13-1	2
	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12	1
	500-8516	岐阜市神田町8-26	1
	500-8562	岐阜市神田町6丁目11番地	1
	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	2
	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	2
	500-8716	岐阜市金竜町5-13	1
	501-3893	関市東貸上12番地の1	1
	501-4298	郡上市八幡町新町961番地	1
	501-6132	岐阜市次木348-1	1
	503-0828	大垣市恵比寿町1丁目1番地	1
	503-0887	大垣市郭町3-98	1
	506-0843	高山市下一之町63番地	1
	507-0033	多治見市本町2丁目5番地の1	1
	509-2202	下呂市森690-1	1
	509-9132	中津川市茄子川1646-19	1
	510-0087	四日市市西新地7-8	1
	510-8666	四日市市安島2丁目2番3号	1
	511-0065	桑名市大央町20	1
	514-0003	津市桜橋1-649	1
	514-0003	津市桜橋1-104	1
	514-0004	三重県津市栄町1-960	2
	514-0004	津市栄町1-891	1
	514-0006	三重県津市広明町122-1	15
	514-0006	三重県津市広明町323-1	2
	514-0006	三重県津市広明町323-1	1
	514-0006	三重県津市広明町323-1	2
	514-0006	三重県津市広明町323-1	1
	514-8560	津市桜橋2-129	1
	514-8570	三重県津市広明町13	2

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	514-8570	三重県津市広明町13	4
	514-8570	三重県津市広明町13	1
	514-8666	津市岩田21-27	1
	515-8530	松阪市京町510	1
	519-3617	尾鷲市野地町1番3号	1
	520-0044	滋賀県大津市京町4-3-38	2
	520-0044	滋賀県大津市京町4-1-1	2
	520-0044	大津市京町3-1-1	1
	520-0051	大津市梅林1-14-17	1
	520-0801	大津市におの浜4-1-20	1
	520-0801	滋賀県大津市におの浜4-4-23	2
	520-0807	滋賀県大津市松本1-2-20	5
	520-0807	滋賀県大津市松本1-2-20	1
	520-8577	滋賀県大津市京町4-1-1	2
	520-8577	滋賀県大津市京町4-1-1	4
	520-8686	大津市浜町1-38	1
	522-8655	彦根市中央町5番9号	1
	526-8686	長浜市元浜町3番3号	1
	527-8687	東近江市青葉町1番1号	1
	528-0021	甲賀市水口町八光2-45	1
	530-0013	大阪市北区茶屋町18-14	1
	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号	2
	532-0006	大阪市淀川区西三国1-21-40	1
	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33	1
	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33	1
	540-0026	大阪市中央区内本町2-3-5	1
	540-8550	大阪市中央区大手前4丁目1-76	2
	540-8560	大阪市中央区城見1-4-27	1
	540-8610	大阪市中央区備後町2-2-1	1
	541-0042	大阪市中央区今橋2-5-8	1
	541-0043	大阪府大阪市中央区高麗橋3-3-7	5
	541-0043	大阪府大阪市中央区高麗橋3-3-7	2
	542-8654	大阪市中央区西心斎橋1-2-4	1
	550-0014	大阪市西区北堀江1-4-3	1
	556-0005	大阪市浪速区日本橋4丁目7番20号	1
	559-0026	大阪市住之江区平林北2丁目2番16号	1
	559-8555	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16	6
	559-8555	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16	2
	596-0015	大阪府岸和田市地藏浜町11-1	2
	600-8005	京都市下京区四条通柳馬場東入ル立売東町7番地	1
	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91番地	1
	600-8652	京都市下京区烏丸通松原上ル薬師前町700	1
	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	5
	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2	1
	602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	6
	604-0842	京都市中京区押小路通烏丸東入西押小路町115-1	1
	604-8417	京都市中京区西ノ京内畑町41-3	1
	606-8343	京都府京都市左京区岡崎成勝寺町9	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	606-8395	京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12	1
	612-8451	京都府京都市伏見区中島北ノ口町6番地	2
	621-0052	京都府亀岡市千代川町千原1丁目5番20号	5
	624-0914	京都府舞鶴市字下安久無番地	2
	624-0914	京都府舞鶴市字下安久1013-1	2
	624-0914	京都府舞鶴市字下安久無番地	1
	625-0036	舞鶴市字浜3-1	1
	626-0041	宮津市字鶴賀2054番地の1	1
	630-8131	奈良県奈良市大森町57-3	5
	630-8131	奈良県奈良市大森町57-3	2
	630-8213	奈良市登大路町81	1
	630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地	4
	630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地	1
	630-8677	奈良市橋本町16	1
	633-0091	桜井市桜井281番地の11	1
	634-0008	橿原市十市町877-1	1
	634-0804	橿原市内膳町5-5-9	1
	640-8143	和歌山市二番丁3	1
	640-8241	和歌山県和歌山市雑賀屋町東ノ丁30	2
	640-8241	和歌山県和歌山市雑賀屋町東ノ丁30	2
	640-8263	和歌山県 和歌山市 茶屋ノ丁2-1	1
	640-8281	和歌山市湊通り丁南4-18	1
	640-8331	和歌山県和歌山市美園町5-1-1	5
	640-8331	和歌山県和歌山市美園町5-1-1	2
	640-8331	和歌山県和歌山市美園町5-1-1	1
	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	6
	640-8655	和歌山市本町2丁目38番地	1
	640-8656	和歌山市本町1-35	1
	641-0036	和歌山市西浜1660	1
	647-0004	新宮市大橋通3丁目1番地4号	1
	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3	1
	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3	1
	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-18	1
	650-0023	神戸市中央区栄町通3-4-17	1
	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通1番地	5
	650-0024	神戸市中央区海岸通29	1
	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	2
	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	4
	650-8691	兵庫県神戸市中央区海岸通1番地	2
	651-0193	神戸市中央区三宮町2-1-1	1
	652-0881	神戸市兵庫区松原通2-2-2	1
	656-8666	洲本市栄町1-3-17	1
	657-8501	神戸市灘区六甲台町1-1	1
	660-0862	尼崎市開明町3丁目30番地	1
	668-8650	豊岡市千代田町1-5	1
	668-8655	豊岡市中央町17番8号	1
	669-3601	丹波市氷上町成松226番地の1	1
	670-0911	姫路市十二所前町105番地	1

令和2年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	670-0935	姫路市北条口3丁目27番地	1
	671-2577	宍粟市山崎町山崎190番地	1
	673-0883	兵庫県明石市中崎1-2-3	2
	673-0883	兵庫県明石市中崎1-2-3	1
	673-0883	兵庫県明石市中崎1-2-3	2
	673-0883	兵庫県明石市中崎1-2-3	1
	675-0064	加古川市加古川町溝之口539	1
	678-0092	兵庫県相生市矢野町小河854番地	1
	680-0802	鳥取県鳥取市青葉町3-111	1
	680-0831	鳥取市栄町645番地	1
	680-0833	鳥取県鳥取市末広温泉町723	5
	680-0833	鳥取県鳥取市末広温泉町723	2
	680-0845	鳥取市富安2-89-4	1
	680-0874	鳥取市叶122	1
	680-0908	鳥取県鳥取市賀露町西4-1806	2
	680-0947	鳥取市湖山町西2-413	1
	680-8570	鳥取市東町1-271	1
	680-8570	鳥取県鳥取市東町1-220	6
	680-8570	鳥取県鳥取市東町1-271	2
	680-8570	鳥取県鳥取市東町1-271	1
	680-8686	鳥取市永楽温泉町171	1
	682-0806	倉吉市昭和町1丁目60番地	1
	683-8601	米子市東福原2丁目5番1号	1
	689-2202	東伯郡北栄町東園271	1
	690-0007	松江市御手船場町557番地4	1
	690-0007	島根県松江市御手船場町575	2
	690-0007	島根県松江市御手船場町575	2
	690-0062	松江市魚町10	1
	690-0841	松江市向島町134-10	1
	690-0876	島根県松江市黒田町432番地1	1
	690-0886	松江市母衣町55	1
	690-0887	島根県松江市殿町19-1	5
	690-0887	島根県松江市殿町19-1	2
	690-0887	島根県松江市殿町19-1	1
	690-8501	島根県松江市殿町1	6
	690-8688	松江市東本町2-35	1
	693-0004	出雲市渡橋町748-1	1
	693-8614	出雲市今市町252番地1	1
	697-0027	浜田市殿町83番地1	1
	698-0024	益田市駅前町14-23	1
	698-0036	益田市須子町44-44	1
	700-0811	岡山市番町2-3-4	1
	700-0824	岡山県岡山市北区内山下2-11-18	2
	700-0826	岡山県岡山市北区磨屋町9-18	5
	700-0826	岡山県岡山市北区磨屋町9-18	1
	700-0866	岡山市岡南町2丁目5番10号	1
	700-0902	岡山市北区錦町1-8	1
	700-8532	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	5

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	700-8555	岡山市北区桑田町1-36	1
	700-8570	岡山県岡山市北区内山下2-4-6	6
	700-8626	岡山市北区丸の内1-15-20	1
	700-8727	岡山県岡山市北区磨屋町9-18-101	1
	701-3204	備前市日生町日生888番地の5	1
	702-8024	岡山県岡山市南区浦安南町494-8	2
	703-8265	岡山市中区倉田436-2	1
	708-0022	津山市山下30番地の15	1
	712-8062	倉敷市水島北幸町2-2	1
	713-8686	倉敷市玉島1438番地	1
	714-0081	笠岡市笠岡2388-40	1
	716-0037	高梁市正宗町1964番地の1	1
	719-1131	総社市中央2丁目1番1号	1
	723-0017	三原市港町1丁目8番1号	1
	726-8609	府中市元町462-10	1
	727-0013	庄原市西本町3丁目1番8号	1
	730-0017	広島市中区鉄砲町4番1号	1
	730-0036	広島市中区袋町3-17	1
	730-0043	広島市中区富士見町1-17	1
	730-0051	広島県広島市中区大手町4-7-3	5
	730-0051	広島県広島市中区大手町4-6-1	2
	730-0051	広島市中区大手町4丁目2番16号	1
	730-0051	広島県広島市中区大手町2-9-6	2
	730-0051	広島県広島市中区大手町2-9-6	1
	730-0051	広島県広島市中区大手町2-9-6	1
	730-8511	広島県広島市中区基町10-52	2
	730-8511	広島県広島市中区基町10-52	2
	730-8511	広島県広島市中区基町10-52	2
	730-8520	広島市中区上八丁堀6番30号	2
	730-8588	広島市中区紙屋町1-3-8	1
	730-8678	広島市中区胡町1-24	1
	730-8707	広島市中区富士見町3番15号	1
	732-0052	広島市東区光町1-2-23	1
	733-0831	広島県広島市西区扇2-1-9	2
	734-0014	広島市南区宇品西4-1-45	1
	737-0051	呉市中央3-9-15	1
	737-8686	呉市本通2丁目2番15号	1
	745-8601	周南市平和通1-10-2	1
	747-0034	防府市天神一丁目12番18号	1
	750-0016	下関市細江町1丁目1番8号	1
	750-0025	下関市竹崎町4-6-1	1
	750-0065	山口県下関市伊崎町1-4-24	2
	750-0067	山口県下関市大和町1-2-8	2
	750-8603	下関市竹崎町4-2-36	1
	753-0047	山口市道場門前1丁目5番1号	1
	753-0048	山口市駅通り二丁目4番地17号	1
	753-0072	山口市大手町9-11	1
	753-0074	山口市中央4-5-16	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	753-8501	山口県山口市滝町1-1	6
	753-8526	山口市河原町6-16	1
	754-0002	山口県山口市小郡下郷1242番地 4	5
	754-0002	山口市小郡下郷2276-6	1
	754-8611	山口県山口市小郡下郷2139	2
	760-0023	香川県高松市寿町1-1-12	5
	760-0023	香川県高松市寿町1-1-12	2
	760-0031	香川県高松市北浜町9-12	2
	760-0031	香川県高松市北浜町9-12	1
	760-0031	香川県高松市北浜町8-25	2
	760-0052	高松市瓦町1丁目9番地2	1
	760-0068	香川県高松市松島町1丁目17-28	1
	760-8550	高松市サンボート3番33号	2
	760-8570	香川県高松市番町4-1-10	2
	760-8570	香川県高松市番町4-1-10	4
	760-8574	高松市亀井町5-1	1
	760-8576	高松市亀井町6-1	1
	761-8031	高松市郷東町796-71	1
	761-8083	高松市三名町字東原5-6	1
	770-0011	徳島県徳島市北佐古一番町5-12	5
	770-0011	徳島県徳島市北佐古一番町5-12	2
	770-0011	徳島県徳島市北佐古一番町5-12	1
	770-0873	徳島県徳島市東沖洲2-13	2
	770-0873	徳島県徳島市東沖洲2-13	1
	770-0873	徳島県徳島市東沖洲2-13	2
	770-0873	徳島県徳島市東沖洲2-13	1
	770-0918	徳島市紺屋町8番地	1
	770-0941	徳島市万代町3-5	1
	770-8001	徳島市津田海岸町5-13	1
	770-8054	徳島市山城西2-74	1
	770-8570	徳島県徳島市万代町1-1	6
	770-8601	徳島市西船場町2-24-1	1
	770-8648	徳島市富田浜1-16	1
	774-0030	阿南市富岡町トノ町28番地の14	1
	780-0061	高知市栄田町2-2-10	1
	780-0801	高知市小倉町2-8	1
	780-0833	高知市南はりまや町1-1-1	1
	780-0850	高知県高知市丸ノ内2-4-1	2
	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52	1
	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52	2
	780-0870	高知県高知市本町1-6-21	2
	780-0870	高知県高知市本町1-6-21	2
	780-0870	高知県高知市本町1-6-21	1
	780-8511	高知県高知市北御座2番27号	5
	780-8511	高知県高知市北御座2番27号	2
	780-8528	高知県高知市丸ノ内1-3-30	2
	780-8570	高知県高知市丸ノ内1-7-52	2
	780-8602	高知市堺町2-24	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	781-2120	吾川郡いの町枝川2410-22	1
	783-0055	南国市双葉台7-1	1
	787-0021	四万十市中村京町1丁目17番地	1
	788-0271	宿毛市小筑紫町小筑紫267-6	1
	790-0002	松山市二番町4-4-2	1
	790-0002	松山市二番町4丁目2番地11	1
	790-0002	愛媛県松山市二番町4-6-2	2
	790-0002	愛媛県松山市二番町4-6-2	1
	790-0002	愛媛県松山市二番町4-6-2	2
	790-0002	愛媛県松山市二番町4-6-2	1
	790-0808	松山市若草町4-3	1
	790-8514	松山市南堀端町1	1
	790-8555	愛媛県松山市南堀端町2-3	5
	790-8555	愛媛県松山市南堀端町2-3	2
	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2	2
	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2	1
	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2	2
	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2	2
	790-8580	松山市勝山町2-1	1
	790-8582	松山市三番町4丁目4-1	1
	798-0041	宇和島市本町追手2丁目8番21号	1
	798-4353	愛媛県南宇和郡愛南町久良1200-2	1
	802-0005	北九州市小倉北区堺町1-1-10	1
	803-0813	北九州市小倉北区城内5-1	1
	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-10-12	7
	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-10-12	2
	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-10-12	1
	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-10-12	1
	810-0001	福岡市中央区天神1-2-4	1
	810-0001	福岡市中央区天神1丁目6番8号	1
	810-0001	福岡市中央区天神3-10-25	1
	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12	1
	810-0001	福岡市中央区天神3-10-27	1
	810-0041	福岡市中央区大名2-12-1	1
	810-0042	福岡市中央区赤坂1丁目10番17号	1
	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-4-19	2
	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-4-19	1
	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-4-19	2
	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-4-19	1
	810-8693	福岡市中央区大手門1-8-3	1
	811-4292	遠賀郡岡垣町東山田2丁目3番3号	1
	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号	2
	812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7-7	2
	812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7-7	4
	812-8687	福岡市博多区博多駅前3-1-1	1
	820-8602	飯塚市本町11番42号	1
	825-0002	田川市大字伊田3557番地8	1
	830-0037	久留米市諏訪野町2456-1	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	831-0004	大川市大字榎津305番地1号	1
	832-0826	福岡県柳川市三橋町高畑271	2
	836-0842	大牟田市有明町2丁目2番地の17	1
	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄278-4	1
	840-0034	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821-2	2
	840-0034	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外826-1	1
	840-0034	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821-2	2
	840-0034	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821	1
	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20	1
	840-0803	佐賀県佐賀市栄町2-1	5
	840-0803	佐賀県佐賀市栄町3-32	2
	840-0805	佐賀市神野西4-4-14	1
	840-0813	佐賀市唐人2-7-20	1
	840-0825	佐賀市中央本町8番10号	1
	840-0831	佐賀市松原4-2-12	1
	840-8570	佐賀県佐賀市城内1-1-59	2
	840-8570	佐賀県佐賀市城内1-1-59	4
	843-0024	武雄市武雄町大字富岡8894	1
	847-0012	唐津市大名小路310番地の35	1
	847-0873	佐賀県唐津市海岸通り7182-233	2
	848-0047	伊万里市伊万里町甲375番地3	1
	849-0925	佐賀県佐賀市八丁畷町8-1	1
	849-1311	鹿島市大字高津原4369-1	1
	850-0035	長崎県長崎市元船町17-1	1
	850-0035	長崎県長崎市元船町17-1	2
	850-0035	長崎県長崎市元船町17-1	1
	850-0036	長崎県長崎市五島町2-27	1
	850-0036	長崎県長崎市五島町2-27	1
	850-0052	長崎市筑後町3-24	1
	850-0862	長崎県長崎市出島町1-20	5
	850-8570	長崎県長崎市江戸町2-13	2
	850-8570	長崎県長崎市尾上町3-1	2
	850-8570	長崎県長崎市尾上町3-1	2
	850-8618	長崎市銅座町1-11	1
	850-8666	長崎市栄町3-14	1
	850-8686	長崎県長崎市五島町2-27	2
	850-8686	長崎県長崎市五島町2-27	1
	854-0053	諫早市小川町52の1	1
	854-0063	諫早市貝津町1122-6	1
	854-0071	諫早市永昌東町22-10	1
	857-0041	佐世保市木場田町2-19	1
	857-0804	佐世保市松川町1-19	1
	857-0806	佐世保市島瀬町10-12	1
	860-0012	熊本県紺屋今町1-1	1
	860-0081	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	2
	860-0808	熊本市手取本町2番1号	1
	860-0842	熊本県熊本市中央区南千反畑町2-3	7
	860-0842	熊本県熊本市中央区南千反畑町2-3	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	860-8527	熊本県熊本市西区春日2-10-1	5
	860-8585	熊本市西区春日2丁目10番1号	2
	860-8615	熊本市中央区練兵町一番地	1
	860-8681	熊本市花畑町10番29号	1
	861-4214	熊本市南區城南町舞原451-6	1
	861-5273	熊本県熊本市西区沖新町829-2	2
	861-5274	熊本県熊本市西区新港1-4-15	2
	861-5274	熊本県熊本市西区新港1-4-15	1
	861-8019	熊本市東区下南部2丁目1-55	1
	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1	1
	862-0954	熊本市中央区神水1-11-14	1
	862-0973	熊本市大江本町1番6号	1
	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	4
	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	2
	862-8601	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号	1
	863-0032	本渡市太田町9番3号	1
	870-0004	大分市王子港町1-17	1
	870-0016	大分市新川町2-1-36	1
	870-0021	大分市府内町3-4-1	1
	870-0021	大分県大分市府内町3-5-7	2
	870-0021	大分県大分市府内町3-5-7	2
	870-0044	大分県大分市舞鶴町1-4-15	5
	870-0044	大分県大分市舞鶴町1-4-15	2
	870-0044	大分県大分市舞鶴町1-4-15	1
	870-0047	大分市中島西2-4-1	1
	870-0822	大分市大道町3-1-1	1
	870-0822	大分市大道町3-4-42	1
	870-8501	大分県大分市大手町3-1-1	6
	870-8686	大分市王子中町4-10	1
	874-8639	別府市駅前本町1番31号	1
	877-0047	日田市中本町3番20号	1
	880-0032	宮崎県宮崎市霧島1-1-1	7
	880-0805	宮崎市橘通東4-3-5	1
	880-0805	宮崎市橘通東2丁目4番1号	1
	880-0805	宮崎市橘通東1丁目11番1号	1
	880-0805	宮崎市橘通東1丁目11番1号	1
	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22	1
	880-0858	宮崎県宮崎市港2-6	2
	880-0858	宮崎県宮崎市港2-6	1
	880-0858	宮崎県宮崎市港2-6	2
	880-0858	宮崎県宮崎市港2-6	1
	880-0877	宮崎市宮脇町118	1
	880-0913	宮崎市恒久1丁目7番地14	1
	880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2-10-1	2
	880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2-10-1	4
	880-8606	宮崎市広島2-1-31	1
	880-8686	宮崎県宮崎市霧島1-1-1	2
	882-0822	延岡市南町1丁目4番地3	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	884-0001	児湯郡高鍋町大字高鍋町673番地	1
	887-0041	日南市吾田東4-1-1	1
	890-0064	鹿児島県鹿児島市鴨池新町15番地	5
	890-0064	鹿児島県鹿児島市鴨池新町15番地	2
	890-0064	鹿児島市鴨池新町12-4	1
	890-8503	鹿児島市鴨池2-29-1	1
	890-8540	鹿児島県鹿児島市鴨池新町11- 1	2
	890-8540	鹿児島県鹿児島市鴨池新町11- 1	1
	890-8540	鹿児島県鹿児島市鴨池新町11- 1	2
	890-8540	鹿児島県鹿児島市鴨池新町11- 1	1
	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	2
	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	1
	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	2
	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	2
	891-0115	鹿児島市東開町3-2	1
	892-0816	鹿児島市山下町9番15号	1
	892-0816	鹿児島市山下町13-21	1
	892-0822	鹿児島市泉町2番3号	1
	892-0842	鹿児島市東千石町17-11	1
	892-8586	鹿児島市名山町1番23号	1
	892-8611	鹿児島市山下町1-1	1
	894-0025	奄美市名瀬幸町6-5	1
	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1	1
	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	5
	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	2
	900-0015	那覇市久茂地1-11-1	1
	900-0016	沖縄県那覇市前島3-25-39	2
	900-0016	沖縄県那覇市前島3-25-39	2
	900-0016	沖縄県那覇市前島3-25-39	1
	900-0024	那覇市古波蔵1-24-27	1
	900-0025	沖縄県那覇市壺川2-9-1	3
	900-0025	沖縄県那覇市壺川2-9-1	2
	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	6
	900-8651	那覇市久茂地3-10-1	1
	900-8686	那覇市久茂地2-9-12	1
	901-1105	島尻郡南風原町字新川135番地	1
	901-1112	沖縄県島尻郡南風原町字本部453-3	1
	906-0013	宮古島市平良字下里1016	1
	907-0004	石垣市字登野城55-4	1
	910-0005	福井県福井市大手3-2-18	5
	910-0005	福井県福井市大手2-8-10	2
	910-0005	福井県福井市大手2-8-10	2
	910-0005	福井県福井市大手2-8-10	1
	910-0018	福井市田原2丁目3番1号	1
	910-8519	福井市春山1-1-54	1
	910-8555	福井市松本3丁目16-10	1
	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	6
	910-8606	福井市順化1-6-9	1

令和2年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	910-8660	福井市順化1-1-1	1
	910-8666	福井県福井市大手3-2-18	2
	912-0051	大野市日吉町2番19号	1
	914-8688	敦賀市本町1丁目11番7号	1
	916-0036	鯖江市横越町18-41-1	1
	917-0078	小浜市大手町9番20号	1
	918-8114	福井市羽水3-110	1
	918-8567	福井市江端町20号1番	1
	920-0007	金沢市田中町か26-1	1
	920-0022	石川県金沢市北安江3-1-38	2
	920-0022	石川県金沢市北安江3-1-38	1
	920-0022	石川県金沢市北安江3-1-38	2
	920-0022	石川県金沢市北安江3-1-38	1
	920-0209	金沢市東蚊爪町1-23-1	1
	920-0383	石川県金沢市古府1-220	5
	920-0383	石川県金沢市古府1-220	2
	920-8203	石川県金沢市鞍月2丁目20	1
	920-8566	石川県金沢市広坂2-2-60	5
	920-8580	石川県金沢市鞍月1-1	6
	920-8670	金沢市広岡2-12-6	1
	920-8674	金沢市玉川町11番18号	1
	920-8710	金沢市南町1番1号	1
	920-8720	金沢市三杜町3番15号	1
	921-8508	石川県金沢市新神田4丁目3番10号	2
	926-8601	七尾市桧物町35番地	1
	927-0433	鳳珠郡能登町字宇出津ム字45番の1号	1
	930-0004	富山県富山市桜橋通り5-13	2
	930-0006	富山県富山市新総曲輪2-21	5
	930-0051	富山市室町通り1-1-32	1
	930-0096	富山県富山市舟橋北町4-19	1
	930-0096	富山県富山市舟橋北町4-19	2
	930-0096	富山県富山市舟橋北町4-19	1
	930-0096	富山県富山市舟橋北町4-19	2
	930-0096	富山県富山市舟橋北町4-19	1
	930-8501	富山県富山市新総曲輪1-7	4
	930-8554	富山市丸の内1-5-13	1
	930-8630	富山市総曲輪2-2-8	1
	930-8637	富山市堤町通り1-2-26	1
	932-0053	小矢部市石動町13番13号	1
	933-8606	高岡市守山町22	1
	933-8611	高岡市守山町68番地	1
	934-8611	射水市中新湊12番20号	1
	935-0015	氷見市伊勢大町2丁目14番地12号	1
	937-0868	魚津市双葉町6番5号	1
	939-0311	富山県射水市黒河新4940	1
	939-1371	砺波市栄町5-26	1
	939-1567	南砺市福野1621番地の15	1
	939-8177	富山市安養寺340-1	1

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	940-0062	長岡市大手通2丁目4番地7	1
	940-8650	長岡市大手通2-2-14	1
	940-8651	長岡市大手通1-5-6	1
	941-0057	糸魚川市南寺町1丁目8番41号	1
	942-8666	上越市中央1丁目11番1号	1
	944-8601	妙高市栄町2番3号	1
	945-0051	柏崎市東本町1丁目2番16号	1
	950-0072	新潟市中央区竜が島1-7-13	1
	950-0078	新潟県新潟市中央区万代島2-1	2
	950-0078	新潟県新潟市中央区万代島2-1	2
	950-0078	新潟県新潟市中央区万代島2-1	1
	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4-1	6
	950-8623	新潟市中央区美咲町1-2-1	1
	950-8746	新潟市中央区東堀前通7-1071-1	1
	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通一番町189-3	1
	951-8116	新潟市中央区東中通1-86	1
	951-8133	新潟市中央区川岸町3-21-3	1
	951-8570	新潟県新潟市中央区東中通一番町189-3	2
	951-8666	新潟市西堀通五番町855番地1	1
	951-8686	新潟市中央区営所通一番町302-1	1
	953-0041	新潟市西蒲区巻甲4180-1	1
	955-0046	三条市興野3-11-12	1
	955-8666	三条市旭町2丁目5番10号	1
	957-0053	新発田市中央町3丁目2番21号	1
	958-0841	村上市小町2番15号	1
	959-0194	燕市分水桜町1-4-14	1
	959-1296	燕市東太田6984	1
	959-1372	加茂市本町1番29号	1
	959-2021	阿賀野市中央町1-9-1	1
	960-0231	福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1	5
	960-8018	福島市松木町13-2	1
	960-8031	福島市栄町6-6	1
	960-8033	福島市万世町1番5号	1
	960-8041	福島市大町3-25	1
	960-8043	福島市中町8番2号	1
	960-8043	福島市中町5-18	1
	960-8043	福島市中町5-18	1
	960-8625	福島市万世町2-5	1
	960-8670	福島県福島市杉妻町2-16	6
	961-8601	白河市新白河1丁目152番地	1
	962-0054	須賀川市牛袋町121番地1	1
	963-8622	郡山市中町19-1	1
	963-8630	郡山市清水台2丁目13番26号	1
	964-0807	二本松市金色久保227番地9号	1
	965-0035	会津若松市馬場町2番16号	1
	970-8026	いわき市平字2丁目10番地	1
	970-8044	福島県いわき市中央台飯野4-3-1	2
	970-8044	福島県いわき市中央台飯野4-3-1	2

令和２年版広報誌 発送先及び発送部数

発 送 先	郵便番号	住 所	発送部数
	970-8044	福島県いわき市中央台飯野4-3-1	1
	971-8162	いわき市小名浜花畑町2-5	1
	975-0003	南相馬市原町区栄町2丁目4番地	1
	976-0042	相馬市中村字大町69	1
	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉1-2-16	5
	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉1-2-16	1
	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉1-2-16	1
	980-0011	仙台市青葉区上杉1-8-10	1
	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	5
	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3-6-16	2
	980-0021	仙台市青葉区中央3丁目5番17号	1
	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	2
	980-8570	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	2
	980-8570	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	2
	980-8588	仙台市青葉区中央 1 丁目6-28	1
	980-8656	仙台市青葉区一番町2-1-1	1
	980-8777	仙台市青葉区中央3-3-20	1
	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-8-8	1
	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	1
	985-0001	宮城県塩竈市新浜町2-9-32	1
	986-0032	宮城県石巻市開成1-27	2
	986-0815	宮城県石巻市中里1-3-24	1
	986-0822	石巻市中央3丁目6番21号	1
	986-0868	石巻市恵み野3-1-1	1
	989-0277	白石市沢端町1番45号	1
	990-0041	山形県山形市緑町1-9-30	1
	990-0041	山形市緑町2-15-3	1
	990-0042	山形県山形市七日町3-1-16	5
	990-0042	山形県山形市七日町3-1-16	2
	990-2473	山形市松栄1-5-41	1
	990-2492	山形市鉄砲町2丁目18番5号	1
	990-8570	山形県山形市松波2-8-1	6
	990-8611	山形市旅籠町3-2-3	1
	990-8642	山形市七日町3-1-2	1
	992-0031	米沢市大町5丁目4番27号	1
	992-0393	東置賜郡高畠町大字高畠687	1
	993-8642	長井市本町1-3-3	1
	994-8511	天童市小関1333番地	1
	995-0016	村山市楯岡晦日町1-8	1
	996-0027	新庄市本町2番9号	1
	997-0035	鶴岡市馬場町1番14号	1
	997-8611	鶴岡市本町1-9-7	1
	998-0036	山形県酒田市船場町2-2-1	2
	998-0036	山形県酒田市船場町2-2-1	2
合計		1,004先	1,700

※発送先の追加及び削除並びに発送部数の変更等が生じた場合は、信用基金と受注者間で協議の上、対応することとする。

Ⅳ 技術提案申請書作成要領

1 入札者が提出すべき資料

入札者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が提示する仕様書の要件を受けて、様式４に示す技術提案申請書を作成し、提出書類を添付の上、信用基金へ提出する。（提出部数：正１部、写８部）

なお、同申請書の作成に当たっては、２に示す「評価項目一覧」に記載されている項目（ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標を除く。）を全て網羅するものとする。

2 評価項目一覧

評価項目	評価基準	評価区分	配点
業務の目的、趣旨との整合性	業務の目的、趣旨との整合性がとれているか	必須	１２点
業務内容の創造性・独自性	高度な創造性・独自性が認められるか（オリジナリティ、デザインに工夫はあるか）	必須	１２点
業務内容の完成度	高度に完成しており、全体としてまとまっているか	必須	１２点
業務実施体制の適格性	業務が遂行可能な人員の確保がなされているか	必須	６点
経理処理能力の適格性	業務を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか	必須	６点
過去類似実績の有無、完成度	過去に同様の業務を実施しているか、また、内容はどの程度のものか	必須	６点

その他特記事項の有無	専門的技術を有している、 官公需法に基づく中小企業者 である等		7点
ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標 (※)			
評価項目	加配点基準	評価区分	配点
1 女性活躍推進法の推進に関する指標 女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	第3段階目 5 第2段階目 4 第1段階目 2		5点
2 女性活躍推進法の推進に関する指標 行動計画 (注：常時雇用する労働者の数が300人 以下の者に限る)	常時雇用労働者数 300人以下 1		1点
3 次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業、プラチナくるみ ん認定企業)	プラチナくるみん 認定企業 4 くるみん認定企業 2		4点
4 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	ユースエール 認定企業 4		4点

※ 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。

V 評価要領

1 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

総合評価方式の適用において評価対象とする項目は、入札価格並びに「IV技術提案申請書作成要領 2 評価項目一覧」の各項目とする。

(2) 評価配点

評価に当たっては、100点の範囲内で配点を行い、価格点、技術点及び加点項目に区分し、配点を各々価格点34点、技術点61点、加点項目5点とする。

(3) 採点項目及び評価方法

①価格評価

価格評価の配点を34点とし、下記式により評価する。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{配点}(34\text{点}) = \text{価格点}$$

なお、入札価格が予定価格を超える者は、審査対象外とする。

②技術評価

・提案された業務内容に関する基準

ア 業務の目的、趣旨との整合性

業務の目的、趣旨との整合性がとれているか。

イ 業務内容の創造性・独自性

高度な創造性・独自性が認められるか。

(オリジナリティ、デザインに工夫はあるか。)

ウ 業務内容の完成度

高度に完成しており、全体としてまとまっているか。

・受注者に求める基準

ア 業務実施体制の適格性

業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。

イ 経理処理能力の適格性

業務を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。

ウ 過去類似実績の有無、完成度

過去に同様の業務を実施しているか、また、内容はどの程度のものか。

- ・その他特記事項の有無

専門的技術を有している、官公需法に基づく中小企業者である等。

【技術点】

	提案された業務内容に関する基準	受注者に求める基準
特に優れている	12点	6点
普通	8点	4点
優れていない	4点	2点

③加点項目

- ・ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標

ア 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）

労働時間等の働き方に係る基準が満たされているか。

行動計画：行動計画作成の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

1段階目（認定基準1～2つ○）

2段階目（認定基準3～4つ○）

3段階目（認定基準5つ○）

イ 次世代法に基づく認定

（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定がされているか。

ウ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

若者雇用促進法に基づく認定がされているか。

2 落札者の決定

（1）次の要件を全て満たしている者のうち、価格点と技術点の総得点（総合評価得点）が最も高い者を落札者とする。

① 入札説明書で指定した要件のうち、必須とした項目の最低限の要件を全て満たしていること。

② 入札価格が予定価格の範囲内であること。

（2）最高の総合評価得点の入札者が2人以上いる場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

（3）価格点及び総合評価得点は、小数点第2位以下を切り捨てとする。

Ⅵ 契約書（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により令和２年版広報誌の制作及びその梱包・発送等業務に関する請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第１条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第２条 乙は、別添の仕様書に基づき、令和２年版広報誌の制作及びその梱包・発送等業務（以下「業務」という。）を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約部数）

第３条	印刷作成部数（各号）	2, 0 0 0 部
	うち発送部数	1, 7 0 0 部
	うち甲への納入部数	3 0 0 部

（発送及び納入場所）

第４条 （１） 発送先は別紙のとおりとする。
（２） 納入場所は次のとおりとする。
東京都千代田区内神田１－１－１２ コープビル５階
独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課

（発送及び納入期限）

第５条 令和２年１月２０日（月）【第１号】
令和２年４月２０日（月）【第２号】
令和２年７月２０日（月）【第３号】
令和２年１０月２０日（火）【第４号】とする。

（契約金額）

第６条 契約金額は、次のとおりとする。
（１） 令和２年版広報誌制作費（１号当たり）
〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税除く）
（２） 梱包・発送費用（１号当たり）
〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税除く）

（契約保証金）

第７条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、監督のため甲が指定した者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(検査)

第9条 乙は、業務を終了したときは、速やかに検査のため甲が指定した者（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙から納入物件の納入を受けたときは、納入を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく代品を納入し、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(著作権)

第10条 本納品物の著作権は、第9条に定める検査合格後に、乙より甲に移転する。

(契約金額の請求及び支払い)

第11条 乙は、各号ごとの制作及び発送等が終了した都度、その終了を証する書類を添付して、第6条に規定する契約金額に消費税及び地方消費税を加算した額の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年5.0パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第13条 乙が、乙の責めに帰すべき理由により、納入期限までに物件を納入することができない場合においては、遅延日数に応じ、契約代金額に対して年5.0パーセントの割合で計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。

(契約完了後における説明等)

第14条 乙は、業務完了後において、当該業務に関して、甲から説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(瑕疵担保責任)

第15条 甲は、第9条に規定する検査に合格した日から起算して1年以内に納入物件について瑕疵を発見し、又は、その瑕疵によって損害を受けた場合は、乙に対し代品の提供又は瑕疵の補修とともにこれにかかる金銭による損害を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(危険負担)

第17条 契約の目的物の引渡し前において、当事者双方の責めに帰することができない事由により生じた損害は乙の負担とする。

2 前項の規定により乙が天災その他不可抗力により生じた損害を負担する場合において、その損害が重大であり、かつ、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合に限り、その損害の一部を甲の負担とすることができる。

(事情変更)

第18条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第19条 乙は、本契約を履行するに当たって知り得た個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱うときは、次の各号を遵守するものとする。

(1) 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 乙は、甲の承認を得た場合を除き、第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を委託してはならない。

(3) 乙は、その行為を行わなければ本契約の履行ができなくなる場合を除き、個人情報の複製又は送信若しくは個人情報が記録されている媒体の送付又は持ち出しを行ってはならない。

(4) 乙は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(5) 乙は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体が不要となった場合は、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

第20条 甲は、乙が前条各号の一に違反したとき又は個人情報の保護に関す

る甲の指示に従わなかったときは、契約を解除することができる。

第21条 甲は、乙の責任に帰すべき事由により個人情報漏えいし、甲に損害が生じた場合は、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

第22条 本契約を締結するに当たり、乙は甲に対し、次の各号について記載した書面を提出するものとする。

- (1) 乙における個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制
- (2) 甲が、乙における個人情報の管理状況についての検査又は報告を求めたときは、甲の指示に従うこと

(反社会勢力の排除)

第23条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前号に準ずる行為。
- 3 甲は、乙が前号各項に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(甲の契約解除)

第24条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるもの

とする。

- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限若しくは納入期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
 - (4) 乙が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、甲は既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。

この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除)

第25条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により納入物件を完納することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第26条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行う。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。
 - (2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。
- 2 乙は、本契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

(契約解除による違約金)

第27条 第19条第1項第1号、第3号又は第4号の規定に基づき、甲が契約を解除したときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第28条 乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約の相手方に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (4) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の100分の10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の100分の10」と読み替えて適用する。

（超過損害額の請求）

第29条 甲は、第22条又は第23条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することができる。

（違約金に関する遅延利息）

第30条 乙が第21条又は第22条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は甲に対し、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（再委託の制限及び承認手続）

- 第31条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所、氏名、及び生年月日、再委託の業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。
 - 3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）についてその内容を変更する必要があるときは、前号の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
 - 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名、生年月日及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届けなければならない。
 - 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届けなければならない。
 - 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
 - 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委

託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

(秘密の保持)

第32条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(紛争の解決)

第33条 本契約について、甲と乙の間に紛争が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第34条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補足)

第35条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和元年〇月〇〇日

甲 東京都千代田区内神田1丁目1番12号

独立行政法人農林漁業信用基金

〇〇〇 〇〇〇 印

生年月日〇〇年〇〇月〇〇日

乙 住所 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

社名 〇〇〇〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇 印

生年月日〇〇年〇〇月〇〇日

令和 年 月 日

競争参加資格確認申請書

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長 今井 敏 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和元年8月19日付け入札公告「令和2年版広報誌の制作及び梱包・発送等業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること及び入札説明書、入札心得等の内容を遵守することを誓約します。

記

- ・ 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

以上

(様式2)

【 説明会参加届 】

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

住 所

企業・団体名

代表者氏名

印

事業企画に関する説明会参加届

令和2年版広報誌の制作及び梱包・発送等業務に関する説明会に出席します。
なお、説明会に出席する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX番号

以上

入 札 書

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札件名 令和 2 年版広報誌の制作及び梱包・発送等業務

入札説明書等を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者氏名

(代理人氏名

(復代理人氏名

印

印)

印)

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 入札金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。
- 3 () 内は、(復) 代理人が入札するときに使用すること。この場合、代表者印 (及び代理人印) は不要とする。
- 4 委任状は別葉にすること。
- 5 入札金額は、経費の詳細(様式 5) の合計と一致させること。

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課 御中

「令和2年版広報誌の制作及び梱包・発送等業務」に係る技術提案申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職氏名	
	代表者の生年月日	
	所在地	
連絡担当者窓口	企業・団体名	
	担当者名 (ふりがな)	
	所属部署	
	役職	
	所在地	
	電話番号 (携帯番号)	
	FAX番号	
	E-mail	

経 費 の 詳 細

＊ 経費の詳細は、応募者の任意の様式でも可とする。

費 目	金 額（ 円 ）	内 訳
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		
(8)		
(9)		
(10)		
(11)		
(12)		
合 計		※ 全て税抜

実施スケジュールについて(記載方法は自由)

--

事業の実施体制等

(1) 実施体制図 別葉にて図解のこと(様式自由)

(2) 総括責任者及び業務担当者(総括責任者と実施責任者等が同一の場合は、その旨を明記すること。)

総括責任者		実施責任者	
氏 名：		氏 名：	
年 齢：		年 齢：	
役 職：		役 職：	
経験年数：		経験年数：	
資 格：		資 格：	
主な実績：		主な実績：	
業務担当者	業務担当者	業務担当者	
氏 名：	氏 名：	氏 名：	
役 職：	役 職：	役 職：	
経験年数：	経験年数：	経験年数：	
資 格：	資 格：	資 格：	
主な実績：	主な実績：	主な実績：	
その他参加スタッフ			
人 数：			
役 割：			
氏 名：			
主な実績：			
そ の 他：			

類似する事業についての実績

[illegible]

(様式9)

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長 今 井 敏 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人)

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、「令和2年版広報誌の制作及び梱包・発送等業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

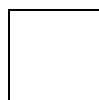
代 理 人(又は復代理人)

所 在 地

所属・役職名

氏 名

使 用 印 鑑



入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

1. 入札説明書等をお受け取りいただいた事業者様で、入札・企画競争に参加されない場合には、アンケート調査へのご協力をお願いいたします。
2. 一者応札・一者応募の改善は当信用基金の課題となっており、公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務改善につなげていくために、いただいた回答書を内部資料として活用させていただくこととしております。何卒ご協力の程お願い申し上げます。
なお、内容につきまして個別に照会させていただくこともありますので、予めご了承ください。

◆提出方法：E-mailに添付して送付（WordまたはPDF）または、ファクシミリにて送付ください。

E-mailの場合のタイトル：「（入札・企画競争の件名_〈貴社名（略称可）〉：不参加理由送付」

宛先： メールアドレス； kikaku@jaffic.go.jp

ファクシミリ番号； 03-3294-3140

◆提出期限：開札日後、1週間以内でお願いします。

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課

令和 年 月 日

入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

1. 件 名：

2. 提出者

① 貴社名・部署名：

② ご担当者氏名：

③ 電話番号：

④ 電子メールアドレス：

4. 不参加等理由：（適当な選択肢がない、または選択が困難な場合は、選択しないままご提出いただいても結構です。）

該当する項目の〔 〕に「○」を付してください（複数回答可）。

- ① 〔 〕 自社で納入物件が確保できない。
- ② 〔 〕 自社で業務従事者が確保できない。
- ③ 〔 〕 当該業務について自社の経験・実績が少なかった。
- ④ 〔 〕 同時期に他の入札もしくはその予定があった。
- ⑤ 〔 〕 現行受注者が有利と思われ、自社の受注は難しいと判断した。
- ⑥ 〔 〕 自社の業務内容と合致しなかった。
- ⑦ 〔 〕 その他（具体的に記載ください） _____

5. その他ご意見・ご要望

※入札説明書等で改善すべき点などについてのご意見・ご要望があれば記入ください。

（ご協力ありがとうございました。）